

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：朝野工業株式会社
(法人番号1230001006963)
業者の住所：富山県魚津市本新町27-5
- 2 指名停止措置期間：令和8年7月3日から
令和8年8月2日まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、富山県発注の鴨川河川改修放水路工工事において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より監督処分(営業停止22日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第3号(過失による粗雑工事等)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○指名停止措置要領(抄)付表第1

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等) 3 対象区域内における工事で前号に掲げるものの以外のものの施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内